

令和 2 年度公立甲賀病院組合行政監査報告書（第 2 四半期）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、公立甲賀病院組合の事務の執行につき行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 日時 令和 2 年 10 月 28 日（水）午前 9 時 25 分から

2. 場所 本院 診療棟 3 階 会議室 3

3. 監査対象

公立甲賀病院組合一般会計

4. 監査委員

田中 暢太佳（識見を有する者）

小林 義典（議会選出者）

5. 出席者

公立甲賀病院組合

会計管理者 加藤 良次

事務局長 中尾 博志

6. 監査・方法

（1）書類の審査

（2）資料に基づく説明の聴取

7. 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

- (1) 評価委員の人選ルールについて
- (2) 病院事業実績報告に関する病院組合の役割について
- (3) 病院組合議会議員定数について

8. 監査結果

重点項目に関して、関係書類・諸帳簿等の提示を求めると共に、担当職員から説明を聴取し、監査を実施した結果は下記のとおりである。

1) 評価委員の人選ルールについて

- (1) 病院組合における評価委員会の役割は大きく、構成する委員は当組合評価委員会条例に基づき医療又は事業の経営に関し識見を有する方を管理者が委嘱されている。委員の任期は2年であり、今後の改選に備えて、公平性・透明性を確保するため評価委員の人選ルールの明確化を検討されたい。

2) 病院事業実績報告に関する病院組合の役割について

- (1) 事業収支の改善が継続して事業を進めるために最も重要であり、病院組合としてその推移を注視し、必要に応じて法人に対し改善措置を命ずる等により役割を果たしていただきたい。
また、評価委員会からの意見を踏まえた設立団体の評価結果や指摘事項を次期事業計画へ迅速に反映させる等、経営改善に向けたPDCAサイクルが機能するよう検討されたい。

3) 病院組合議会議員定数について

- (1) 公立甲賀病院の地方独立行政法人化により病院組合議会の業務量の減少が考えられるため議員定数の見直しの必要性を検討されたい。

令和2年 10月28日

公立甲賀病院組合

管理者 岩永 裕貴 様

監査委員 田中博太郎
監査 2.10.28
田中

監査委員 小林義典
監査 2.10.28
小林